4　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第七号の三様式（用紙日本工業規格Ａ４）（附則第十一条の六・第十一条の六の十一・第十三条関係）

［様式　別紙五十　挿入］

［第７号の３様式記載要領　略］

第十三号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第四条の四関係）

［様式　別紙五十一　挿入］

第13号の２様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1)　法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の２第８項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第75条の２第２項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定による同法第75条の２第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同条第８項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

(2)　法人税法第75条の２第５項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合　当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

4　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６（５の２））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第七号の三様式（用紙日本工業規格Ａ４）（附則第十一条の六・第十三条関係）

［様式　別紙四十九　挿入］

［第７号の３様式記載要領　同左］

第十三号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第四条の四関係）

［様式　別紙五十一　挿入］

第13号の２様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1)　法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の２第６項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）　当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

(2)　法人税法第75条の２第３項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合　当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内